

結婚・移住・定住

胎児期

乳児期 生後 ~ 1歳未満

幼児期 1歳 ~ 6歳未満

少年期 6歳 ~ 18歳

住民課

教育委員会(すこやか)

子どもの医療費軽減(18歳まで) 福祉医療費特別給付金

誕生祝金
第1子 2万円
第2子 3万円
第3子 6万円
第4子 10万円
第5子以上 20万円

保育料助成
第2子以上無料

こども保育園
東保育園
西保育園
未満児保育
一時保育

ファミリーサポートセンター利用券
3,500円

病児・病後児保育
病気治療中または回復期にあるお子さんを一時的におあずかりします。

就学援助
経済的に困りの児童・生徒の保護者に、学用品や給食費の一部を援助します。

学校給食(保育園・小・中学校)
減農薬米・地産地消60%使用、安全安心な食材で給食提供 ※除去食等にも対応しています。

給食費補助(小・中学校)
児童生徒一人あたり5,000円の補助・毎食児童生徒一人につき牛乳代3円の補助

学童保育事業
保護者が労働等により昼間家にいない児童を保育し

小中学校通学かばん支給事業
小学校・中学校に入学する際にかばんをプレゼント
入学祝い金事業
小学校入学1万円・中学校入学3万円

子育て応援・福祉
ガイドブック



ファミリー転入奨励金
一世帯 20万円
村外から転入され、村内に住宅を新築または、購入される方で9歳(小学校4年生)以下の子どもと同居する世帯

輝く子育て応援金
土地と家屋に対する固定資産税額 × 5年間

家庭相談・発達相談
子どもの運動、言語、精神の発達に関する相談

巡回相談
専門スタッフが保育園・小学校を巡回し子どもの就園・就学相談

5歳児すこやか相談
●養育、就学に関する困りごと相談(うめっころんどで実施)

教育相談
いじめ、不登校、就学、進学、友達関係など相談

児童手当(中学3年生まで) 児童扶養手当(18歳まで)

福祉課(すこやか福祉センター)

不妊治療費助成事業

不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減するため。夫婦を単位として同一の夫婦に対して通算10回1回当たり、10万円を限度で助成

- 母子健康手帳交付(随時)
●妊婦相談
●うぶごえ講座(父母1コース3回)
●助産師・保健師・栄養士相談
●不妊不育相談

妊娠期歯科健診助成券
2,000円分(1回分)

乳幼児おむつ購入助成券
5,000円分(1,000円×5枚)

産後ケア事業

お母さんの産後ケアと子どものケアを受ける際の助成
1人7日間までの入院に対して、1日当たりの1/2料金の補助(12,500円を限度)

宮田うめっこ塾
●小学校5・6年生を対象に英語教室(月1回水曜日の放課後)
●土曜日授業
●中学校では土曜日を利用した授業

ママの部屋

子育て中のママなら、どなたでもOK 子育て全般の相談ができます。

妊婦健診補助券(受診料を軽減)
妊婦健診を14回分補助 126,620円

産婦健康診査受診票(補助券)
10,000円分(5,000×2回)

ママサポート事業

生後4か月未満の方で、子育ての援助をしてほしい方がいない家庭を対象に、ヘルパーを派遣し、家事、子育てのお手伝いをします。一人1日2時間 20日までが限度 1時間当たり2千円の補助

子育てなど心配ごとがあれば、お気軽にご相談ください。

子育て相談・こころの相談

カウンセラー等による相談。日々の様々な悩みに専門家が伺います。(予約制)

- 乳児一般健診補助券(受診料を軽減)
乳児の健診1回分補助 5,720円
●新生児聴覚検査補助 5,000円

母乳券(母乳相談等助成券)
6,000円分(2,000円×3枚)

ファミリーサポート事業

「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で子育ての相互援助活動を有償で行う会員による組織です。



すくすく広場(遊びの部屋)

落ち着きがない、集団が苦手、言葉が遅い等の心配のある方をお誘いしています。専門スタッフが相談に乗ります。

■こんにちは赤ちゃん訪問

- 赤ちゃんが生まれたら訪問

■1か月児健診

- 各自病院で小児科医の診察

■4か月児健診

- 小児科医師の診察
●発達・発育の相談
●栄養相談

■5か月児離乳食実習

- 離乳食の調理実習
●栄養相談

■7か月児育児相談

- 発達・発育の相談
●栄養相談
●ブックスタート

■10か月児健診

- 小児科医師の診察
●発達・発育の相談
●栄養相談
●歯科相談
●OT相談

■1歳児育児相談

- 発達・発育の相談
●親子遊び・発達相談
●栄養相談
●OT相談

■1歳6か月児健診

- 小児科医師の診察
●発達・発育の相談
●親子歯科健診・相談
●発達相談
●栄養相談
●OT相談

■2歳児歯科健診

- 歯科健診・相談
●発達・発育の相談
●言語・発達の相談
●栄養相談

■2歳6か月児育児相談

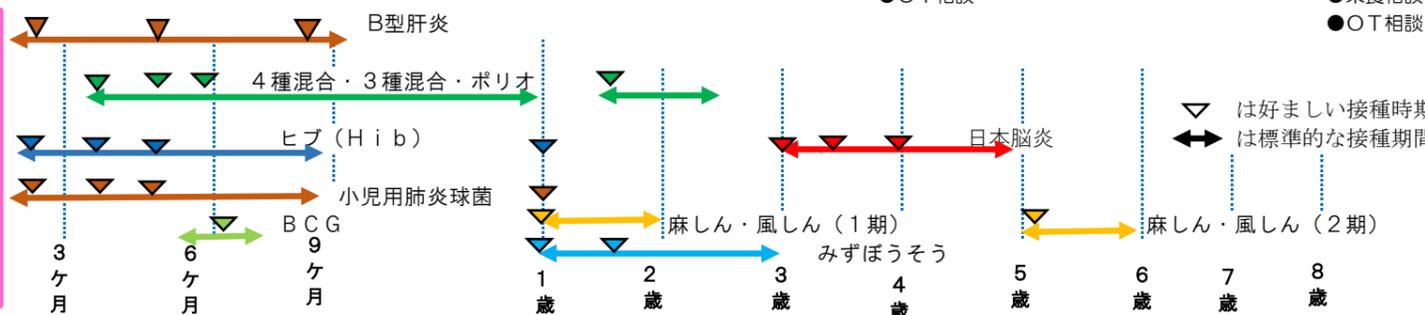
- 発達・発育の相談
●歯科相談
●運動遊び
●親子遊び・保育園の準備
●栄養相談

■3歳児健診

- 小児科医師の診察
●歯科健診・相談
●発達・発育の相談
●言語・発達の相談
●絵本・ブック・レイト
●栄養相談

乳幼児健診・相談

予防接種



定期接種(無料)
決められた期間に公費で接種を受けられます。【期間を過ぎた場合は自己負担になります。】

任意接種
定期以外の予防接種は希望者が費用を自己負担して接種を受けられます。インフルエンザ ロタウイルス おたふくかぜ A型肝炎 など

●宮田村役場 福祉課(すこやか福祉センター内)
〒399-4301 宮田村7027-1
☎(0265) 85-4128
fax (0265) 85-5701

●教育委員会 こども室
●子育て支援係(すこやか福祉センター内)

●学校教育係(宮田村民会館内)
〒399-4301 宮田村7021
☎(0265) 85-2314

●宮田村役場 住民課
〒399-4392 宮田村98
☎(0265) 85-3183
fax (0265) 85-4725

出生から成人までのライフステージ

【サービスの窓口の色分け】

すこやか福祉センター ☎ 85-4128
 村民会館 ☎ 85-2314
 役場 ☎ 85-3183

年齢	乳児期	幼児期					小学校					中学校			高校			成人				
	出生 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	
子育て支援	出生届等諸手続き(出生後14日以内) 窓口:住民課	乳幼児健診・相談 予防接種 窓口:福祉課保健予防係																				
	母子健康手帳交付(子育て応援クーポン券)・うぶこえ講座・妊婦健診補助券・助産師・保健師・栄養士相談 福祉課 保健予防係	健診→1か月,4か月,10か月,1歳半,2歳,3歳 相談→5か月,7か月,1歳,2歳半	5歳児 すこやか相談 子育て支援係																			
		児童手当(所得制限)	窓口:福祉課 保健予防係																			
		児童扶養手当(所得制限)	窓口:福祉課 保健予防係																			
		福祉医療費特別給付金	窓口:住民課 住民係																			
		保育園利用																				
		うめっくらんど利用(小学生からは、学童保育・児童館としても利用可)	窓口:教育委員会 子育て支援係・学校教育係																			
		巡回相談・家庭相談・発達相談・教育相談	窓口:教育委員会 子育て支援係・学校教育係																			
		就学相談 窓口:教育委員会 学校教育係	小学校	中学校	高校	進学・就職																
			特別支援学級	特別支援学級	特別支援学級																	
	特別支援学校	小学部	中等部	高等部	就労支援																	
教育・就労	児童発達支援 窓口:福祉課 福祉係	放課後等デイサービス 窓口:福祉課 福祉係																				
	障がい児相談支援	窓口:福祉課 福祉係																				
	障がい児通園施設利用療育支援・障がい児通所支援	窓口:福祉課 福祉係																				
	補装具給付支援	窓口:福祉課 福祉係																				
	コミュニケーション支援・日常生活用具給付支援・移動支援・タイムケア(日中一時支援)・訪問入浴サービス支援 ・自動車運転免許取得・改造助成支援	窓口:福祉課 福祉係																				
	相談支援	窓口:上伊那圏域障害者総合支援センター(さりりあ)																				
	障がい児子育て応援金	窓口:福祉課 福祉係																				
	未熟児養育医療 窓口:保健予防係																					
	育成医療	窓口:福祉課 福祉係																				
	精神通院医療	窓口:福祉課 福祉係																				
療育・福祉・地域生活・相談支援	小児慢性特定疾患	窓口:伊那保健福祉事務所																				
	福祉手当・年金	特別児童扶養手当(所得制限)	窓口:福祉課 保健予防係																	障害年金		
		障がい児福祉手当	窓口:福祉課 福祉係・伊那保健事務所																		特別障害者手当	
	福祉手帳	身体障害者手帳	窓口:福祉課 福祉係																			
		療育手帳	窓口:児童相談所(再認定あり)																			
		精神障害者保健福祉手帳	窓口:福祉課 福祉係																			
		福祉サービスや支援を受けるのに持っていたら便利なもの																				

子どもの医療費の負担を補助できる制度はある?

(1)未熟児養育医療制度
 小さく生まれた子ども(出産体重2000g以下等)にかかる医療費が公費で負担される制度。(新生児期での入院に限る)

(2)育成医療制度
 18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性があるが、手術により障害の改善が期待できる子どもに対して、医療費の一部が公費で負担される制度です。(所得制限あり)

(3)更生医療制度
 身体障害者手帳の交付を受け、手術の治療により確実に効果が期待でき、その障害をなくしたり、軽減する方に対して、医療費の一部が公費で負担される制度。

(4)小児慢性特定疾患
 18歳未満で疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につなげるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。18歳までに認定を受けていて且つ治療が継続されている場合は20歳まで利用できます。

(5)特定疾患医療制度
 国の対象疾患に該当し且つ保険診療で自己負担のある方が対象となります。

(6)精神通院医療
 てんかん等の精神疾患を有し、通院による継続的な治療が必要な病状にある方が対象です。対象となる医療の範囲は、精神疾患及び精神疾患に起因して生じた病態に対する通院による医療 投薬も含まれますとされており、医療保険の適用になるものに限りです。

(7)福祉医療費特別給付金
 子ども、障がい児、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給を受けたときに福祉医療費特別給付金を支給することにより、家計への医療費負担の軽減する制度。

子どもを育てていくのに受けられる手当は?

(1)特別児童扶養手当
 20歳未満で精神又は身体に障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母に支給されます。(所得制限 再認定あり)

(2)児童福祉手当
 20歳未満で日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給されます。(所得制限 再認定あり)

(3)障がい児子育て応援金
 特別児童扶養手当受給者及び身体障害者手帳保持者で1級及び2級に該当する者、療育手帳保持者で障害の程度がA及びBに該当する者、精神保健等に該当する障害者手帳保持者で1級及び2級に該当する者、特定疾患医療受給者と認定された者で、いずれも20歳未満の児の養育者に支給されます。

(4)児童手当
 児童手当は中学生までの子供を持つ全ての家庭。子供が中学校を卒業するまで支給されます。支給月は6月・10月・2月の年3回です。

(5)児童扶養手当
 児童扶養手当は一人親で子供を育てる家庭。子供が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。支給月は4月・8月・12月の年3回です。

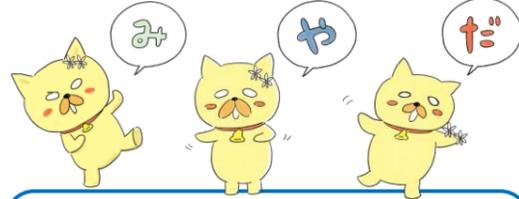
子育て応援クーポン券ってなに?

(1)妊娠期歯科健診助成券
 妊娠中に歯科健診を行い、口の環境を整えるための助成券です。
 ・助成限度額 2,000円(1回分)
 ・利用期限 クーポン券が交付された日から出産予定日まで

(2)母乳相談等助成券
 産後、授乳や育児での困りごとがあるとき、この券を使って、医療機関や助産院で相談を受けることができます。
 ・助成限度額 6,000円(2,000円×3回分)
 ・利用期限 出産日から1年半後まで

(3)乳児おむつ助成券
 乳児用のおむつを購入するとき、村内取扱い店で使用します。また、村外でおむつを購入した場合でも使用できます。
 ・助成限度額 5,000円(1,000円×5回分)
 ・利用期限 子どもが1歳になる月の末日まで

(4)ファミリーサポートセンター利用助成券
 ファミリーサポートセンターの利用料を支払う際に利用できます。
 ・助成限度額 3,500円(700円×5時間分)
 ・利用期限 生後4か月から2歳の誕生日まで



障がい児支援(児童発達支援)
 障がい児が児童発達支援事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団的生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービス
 学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中、生活能力の向上の訓練等を行い、学校と相まって自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを支援します。

障がい児相談支援
 障がい児福祉サービスの支給決定を受けた利用者がサービスを適切に利用できるよう、サービス計画を作成し、障がい児福祉サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等を行います。

2019年4月発行
 宮田村役場福祉課(すこやか福祉センター内)
 〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村7027-1
 ☎:0265-85-4128 fax:0265-85-5701
 E-mail:hoken@vill.miyada.nagano.jp